

付 議 第 8 号

高知県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する  
規則議案

高知県立高等学校の通信教育に関する規則（昭和34年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月 日

高知県教育長 伊藤 博明

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則**

**第1条** 高知県立高等学校の通信教育に関する規則（昭和34年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条中「高等学校学習指導要領（）」を「高等学校学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第34号。）」に改める。

**第2条** 高知県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を次のように改正する。

第10条中「平成21年3月文部科学省告示第34号」を「平成30年3月文部科学省告示第68号」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成34年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則

新 旧 対 照 表

新 旧

高知県立高等学校の通信教育に関する規則(抜粋)

旧

高知県立高等学校の通信教育に関する規則(抜粋)

本則

本則

第4章 教育課程及び学習指導

第4章 教育課程及び学習指導

(教育課程)

(教育課程)

第10条 校長は、高等学校学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第34号。次条において「指導要領」という。)に基づき教育課程を定める。

第10条 校長は、高等学校学習指導要領(次条において「指導要領」という。)に基づき教育課程を定める。

新 旧 対 照 表

高知県立高等学校の通信教育に関する規則(抜粋) 旧

新	旧
<p>高知県立高等学校の通信教育に関する規則(抜粋)</p> <p>本則</p> <p>第4章 教育課程及び学習指導 (教育課程)</p> <p>第10条 校長は、高等学校学習指導要領(平成30年3月文部科学省告示第68号。次条において「指導要領」という。)に基づき教育課程を定める。</p>	<p>高知県立高等学校の通信教育に関する規則(抜粋)</p> <p>本則</p> <p>第4章 教育課程及び学習指導 (教育課程)</p> <p>第10条 校長は、高等学校学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第34号。次条において「指導要領」という。)に基づき教育課程を定める。</p>

## 高知県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する議案説明

### 1 一部改正の目的

- (1) これまで記載のなかった学習指導要領の告示年等について、他の規則と同様に記載する。
- (2) 高等学校学習指導要領の全部を改正する告示に伴い、必要な改正を行う。

### 2 一部改正の内容

- (1) 第 10 条中「高等学校学習指導要領（）」を「高等学校学習指導要領（平成 21 年 3 月文部科学省告示第 34 号。）」に改める。
- (2) 第 10 条中「平成 21 年 3 月文部科学省告示第 34 号」を「平成 30 年 3 月文部科学省告示第 68 号」に改める。

### 3 施行期日

上記 2（1）については公布の日から施行し、上記 2（2）については平成 34 年 4 月 1 日から施行する。